

労働政策審議会勤労者生活分科会（第35回）

資料5

令和8年3月26日

# 財形制度をめぐる状況について

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 令和7年度における 財形制度を利用しやすい制度とするための取組み

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare


# 1 - 1. 財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件に係る所要の措置

(所得税、個人住民税)

## 1. 令和8年度税制改正の大綱(概要)

財形住宅貯蓄制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

## 2. 制度の内容

- 財形住宅貯蓄制度に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅又は持家である住宅の増改築等に関しては、床面積、経過年数、工事費用、工事内容等に係る要件が定められている。
  - 現在、財形住宅貯蓄制度における住宅の取得又は持家である住宅の増改築等に係る床面積要件については、以下のとおりとしている。  
(住宅の取得)
    - ① 50㎡以上
    - ② 勤労者が取得した住宅が、新築又は建築後使用されたことのない住宅であって、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認(以下「建築確認」という。)を受けたものであるときは、40㎡以上
    - ③ 勤労者が取得した住宅が、新築又は建築後使用されたことのない住宅であって、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和7年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは、40㎡以上  
(持家である住宅の増改築等)  
工事をした住宅の床面積が50㎡以上
- 
- 財形住宅貯蓄制度における住宅の取得に係る床面積要件のうち、勤労者が取得した住宅が新築若しくは建築後使用されたことのない住宅又は既存住宅である場合、40㎡以上のものについても適用できることとする。
  - また、持家である住宅の増改築等に係る工事をした場合、工事をした住宅の床面積が40㎡以上のものについても適用できることとする。

## 1 - 2 . 財形持家融資制度の特例金利措置等の延長及び拡大

### 1. 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の拡大等

《現行》

- ・令和8年3月末までの措置
- ・18歳以下の子を扶養している勤労者又は中小企業の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる



- ・令和9年3月末までの1年間延長
- ・令和8年4月1日より、子育て勤労者・中小企業勤労者向けの金利優遇措置の引下げ幅を0.3%に拡大

### 2. 東日本大震災の被災勤労者向けの金利優遇措置の延長

《現行》

- ・令和8年3月末までの措置



- ・令和13年3月末までの5年間延長

# 勤労者財産形成促進制度について



## 2-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

- 勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

### 勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：  
銀行、証券、生保、損保等）

#### 財形貯蓄の種類

預貯金（定期預金等）、合同運用信託（金銭、貸付）、有価証券（公社債、証券投資信託の受益証券、金融債、株式投資信託）、生命保険、損害保険等

#### 一般財形貯蓄(S46.6～)

※年齢要件なし

○目的自由

●利子等は課税

契約数397万件、貯蓄残高9兆9,781億円（R7.3末）

#### 財形年金貯蓄(S57.10～)

※貯蓄開始は55歳未満

○年金として受取（満60歳以上）

○定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択

●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税

契約数126万件、貯蓄残高2兆4,761億円（R7.3末）

#### 財形住宅貯蓄(S63.4～)

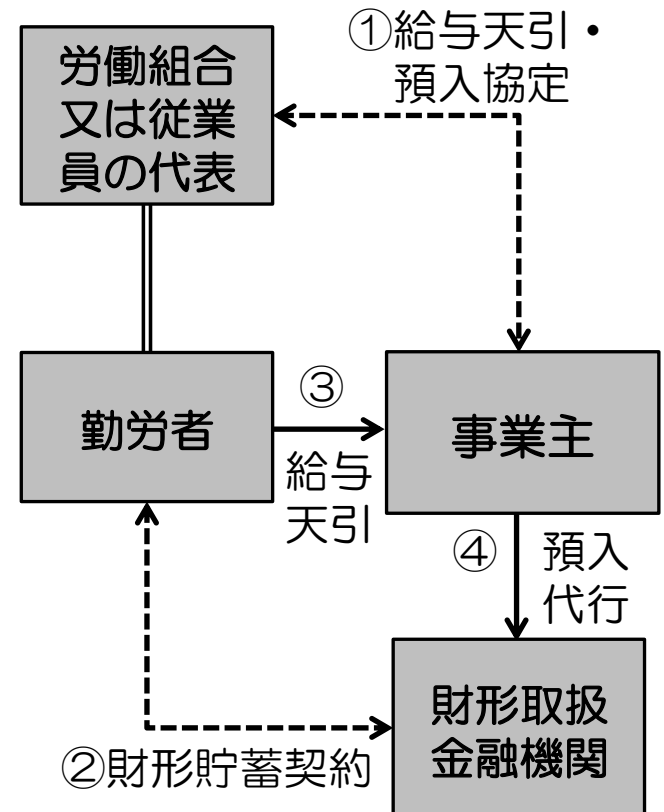
※貯蓄開始は55歳未満

○住宅の取得・増改築等の費用に充当

●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税

契約数40万件、貯蓄残高1兆896億円（R7.3末）

### 【財形貯蓄制度の仕組み】



## 2-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

### 1. 契約・加入要件

#### 一般財形貯蓄(S46.6~)

○要件（財形法第6条1項1号）

- ① **3年以上の期間にわたって定期的に金銭の払い込み**をするもの
- ② 預入等が行われた日から1年間は、払出し又は譲渡をしない
- ③ 勤労者と事業主との契約に基づき、事業主が賃金から控除し払い込みを行う

#### 財形年金貯蓄(S57.10~)

○要件（財形法第6条2項本文及び同項第1号）

- ① **55歳未満**（貯蓄契約締結時）の勤労者
- ② 年金支払開始日の前日までに**5年以上の期間にわたって定期的に金銭の払い込み**をするもの
- ③ 60歳に達した日以後の日（最後の預入等から5年以内に限る）以後に**5年以上定期的に支払い**
- ④ 年金での支払い、勤労者の死亡等の場合を除き、払出し、譲渡又は償還をしない
- ⑤ 勤労者と事業主との契約に基づき、事業主が賃金から控除し払い込みを行う

#### 財形住宅貯蓄(S63.4~)

○要件（財形法第6条4項本文及び同項第1号）

- ① **55歳未満**（貯蓄契約締結時）の勤労者
- ② **5年以上の期間にわたって定期的に金銭の払い込み**をするもの
- ③ 住宅の取得、持家住宅の増改築等の対価として**住宅の取得等の時に支払い**
- ④ 住宅の取得等での支払い、勤労者の死亡等の場合を除き、払出し、譲渡又は償還をしない
- ⑤ 住宅の取得等する際の自己資金の不足を補う予定が明らか
- ⑥ 勤労者と事業主との契約に基づき、事業主が賃金から控除し払い込みを行う

## 2-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

### 2. 財形貯蓄制度の対象者

- 勤労者であること
- 勤務先が財形貯蓄制度を実施していること
- 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は、一人それぞれ1契約（財形法第6条3項及び5項）

### 3. 利子の非課税措置

- 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の元本合計**550万円**（租税特別措置法第4条の3、第4条の4）  
⇒超過した場合、超過分から発生した利息は課税対象
- 生命保険・損害保険の場合、財形年金貯蓄の元本は**385万円**が上限（租特法第4条の3）。  
⇒残り165万円は財形住宅貯蓄で利用可。
- 財形年金貯蓄は据置期間や退職後も非課税。
- 目的外の払出時には、さかのぼって課税。

### 4. 積立の中断

- 一般財形は法令上、制限無し。  
財形年金（住宅）貯蓄は、原則**2年間**、手続きにより非課税での中断可能（租特施行令第2条の13など）
- 財形年金（住宅）貯蓄の積立を**育児休業が理由で中断**する場合、手続きにより**子が3歳に達するまでの間は**、非課税での中断可能（租特法令第2条の21の2）（育休等取得者の継続適用特例）
- 財形年金（住宅）貯蓄を実施中に**海外へ転勤（居住）**の場合、国内非居住者のため非課税措置の適用なし。  
ただし、出国するまでの間の手続きにより**7年間**は非課税で中断可能（租特法第2条の21）。

## 2-1. 各財形制度の比較

	一般財形	財形年金	財形住宅
制度の目的	ライフイベントに応じた支出を賄うため（使途自由）	老後の所得	住宅購入、リフォーム等
加入可能年齢	年齢制限なし	55歳未満の勤労者	55歳未満の勤労者
商品の特性	預貯金、保険商品等	預貯金、保険商品等	預貯金、保険商品等
課税関係	非課税措置なし	拠出時：課税（税引き後所得から拠出） 運用時：非課税 給付時：非課税 目的外解約時は5年間遡及課税 災害・疾病等の理由による非課税での払出可能	拠出時：課税（税引き後所得から拠出） 運用時：非課税 給付時：非課税 目的外解約時は5年間遡及課税 災害・疾病等の理由による非課税での払出可能
非課税枠	なし	財形住宅と合わせて550万円まで ※1 上限額を超えると以後全額課税 ※2 財形年金のみで保険商品の場合は払込限度額385万円まで	財形年金と合わせて550万円まで ※1 上限額を超えると以後全額課税
払出可能時期	制限なし	60歳以降	住宅の購入・増改築
非課税関係申告書	不要	必要（契約時、各種変更時、積立終了時等）	必要（契約時、各種変更時等）
積立方法・期間 ※1 年に1回以上定期の積立が必要	事業主払込・最低3年以上	事業主払込・最低5年以上 ※2 非課税での積立中断期間は原則最長2年間（海外転勤時、育休時の特例あり）	事業主払込・最低5年以上 ※2 非課税での積立中断期間は原則最長2年間（海外転勤時、育休時の特例あり）
預替の可否	貯蓄保有歴3年以上で任意に可能	転職時に従前の金融機関で継続できない場合、金融機関破綻時、財形業務廃止時等、一定の場合に限る。	転職時に従前の金融機関で継続できない場合、金融機関破綻時、財形業務廃止時等、一定の場合に限る
受取方法	必要な際に必要な金額を受取	分割受取 ※60歳到達以後に5年～20年以内の期間で設定し年金として受取	住宅購入等の際、一括受取又は購入等の前後で2回に分けて分割受取
証明書類	なし	なし	工事請負契約書・売買契約書等（写）、 登記事項証明書（写）、住民票（写） （増改築等の場合）増改築等工事証明書等（写） その他要件を満たしていることを証明する書類

## 2-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、事業主を通じて（転貸融資）又は直接に（直接融資）、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

### 財形融資制度（S52. 4～）

（独）勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達（財形貯蓄総残高の1/3を限度）して融資

○財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を保有している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資

○融資方法は、以下の3点

①（独）勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**

② 公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**

③ 転貸融資制度がない等の場合に（独）住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**

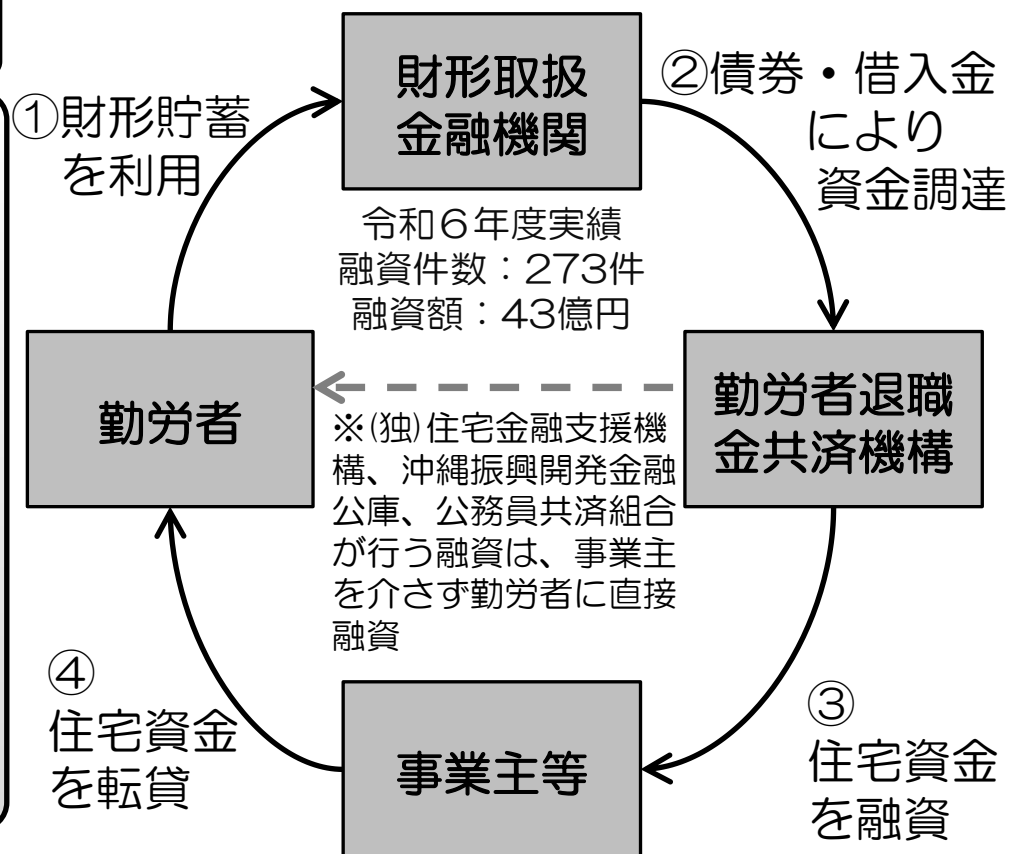
○限度額… 貯蓄残高の10倍（最大4,000万円）

○貸付金利（5年間固定、令和8年1月1日現在）  
※ 団体信用生命保険料は含まれていない

・勤労者退職金共済機構の転貸融資  
…年1.99%

○償還期間… 35年以内

### 【財形融資制度の仕組み】



## 2-2. 財形持家融資制度の概要

### ○財形持家融資制度の特例措置等

#### 特例措置

##### ■子育て勤労者向け金利優遇措置（平成27年7月1日～令和9年3月31日）

⇒18歳以下の子等<sup>※</sup>を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.3%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

##### ■中小企業勤労者向け金利優遇措置（平成26年4月1日～令和9年3月31日）

⇒中小企業<sup>※</sup>の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.3%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

**特例措置（自然災害）** ※従前は、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

##### ■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（平成29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置 又は返済期間の延長期間	据置期間中の 利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

##### ■自然災害により住宅等に被害を受け、新たに財形融資を受ける勤労者向け貸付金利引下げ措置（平成30年4月～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者<sup>※</sup>が、住宅の取得等のため新たに財形融資を受ける際、一定期間、通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者

##### ○ 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）

・申込期限：り災日から2年間

##### ○ 指定災害（激甚災害の指定等を受けた災害）の場合（当初10年間）

・申込期限：り災日から5年間 ・その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

さらに、被災した勤労者が必要な額を低利に借りられるよう、以下の特例的な取扱いを措置。

- ① 融資限度額を、「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で所要額の99%（通常は90%）』のいずれか低い額」に引き上げる
- ② 自然災害の被害を受けたことによる金利引下げと、他の金利引下げ特例措置との併用を可能とする

## 2-2. 財形持家融資制度の概要

### 特例措置（東日本大震災）

#### ■東日本大震災の被災勤労者向けの措置

⇒財形持家融資を返済中の勤労者（貸付条件の変更）（平成23年3月17日～実施中）

返済が困難となった方を対象に、り災の程度によって、最長5年間、元金の返済を猶予する（返済猶予期間中は貸付利率を引き下げる）等の貸付条件の変更を行う措置

貸付条件の変更内容

罹災割合	払込の据置期間又は償還期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方
30%以上60%未満	3年	1.0%引き下げた金利又は1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年	1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方

貸付条件変更の実績

年度	件数
平成23年度	13件
25年度	1件
令和3年度	1件

⇒新たに住宅の建設等をする勤労者（平成23年7月8日～令和13年3月31日）

財形持家融資の条件を満たし、住宅の倒壊等の被害を受けた勤労者に対して、一定の金額については、当初5年間は金利0%で、6年目から10年目までは通常金利より原則0.53%引き下げる措置。

東日本大震災 特例貸付実施状況（融資実行ベース）

貸付決定年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	合計
貸付件数	20件	33件	23件	12件	10件	9件	10件	7件	5件	1件	2件	1件	1件	1件	135件

## 3-1. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

### (独) 勤労者退職金共済機構 第5期中期目標【令和5年度～令和9年度】(抜粋)

#### (1) 融資業務の実施

勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。

#### (2) 利用促進対策の効果的实施

財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

#### (3) 財務運営

自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。



### (独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和7年度】

- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置を延長
- 勤労者退職金共済機構の中退共事業本部で実施した、中退共未加入事業主に対する説明会において、財形制度を説明・導入勧奨
- 働き方改革推進支援センターの説明会において財形持家融資制度を周知
- 情報誌へ財形持家融資の広告掲載
- SNSへの投稿で財形持家融資制度等を紹介

## 3-2. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第5期中期目標 (令和5年度から令和9年度) の指標	令和6年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から<u>平均5業務日以下</u>とする。</li> </ul>	平均4.41日
2 利用促進対策の効果的实施	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を合計<u>1,800件</u> (うち令和6年度においては<u>370件</u>) <u>以上</u>とする。</li> </ul>	264件
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、<u>毎年度30回以上</u>、財形持家融資制度の利用促進を図る。</li> </ul>	35回開催

## 4. 普及広報活動の事例（令和7年度）

令和7年度において、新たに以下の取組を実施した。

- ・金融庁、金融経済教育推進機構（J-FLEC）とともに、資産形成セミナーを開催
- ・学生等の若年者への普及を意識し、大学での講義において財形制度を周知
- ・厚生労働省の公式SNSでの配信、厚労省メールマガジンでの配信、情報誌への掲載
- ・勤退機構の中退共事業本部で実施する中退共未加入事業主に対する説明会において、財形制度を説明・導入勧奨

～将来を見据えたおかねのキホン～

### NISAとiDeCoで始める 資産形成 セミナー 2025

参加無料/事前申込不要

2025年  
**10/22(水)**  
18:30～20:00

**NISA iDeCo**

\*オンライン(YouTube ライブ配信)開催

**プログラム**

- 1 金融庁長官メッセージ
- 2 金融リテラシー総論  
J-FLEC認定アドバイザー 上原 千華子
- 3 NISA制度とその活用方法  
金融庁 金融経済教育推進室 森田 せー部
- 4 iDeCo制度・財形貯蓄制度とその活用方法  
厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課 力一 浩通
- 5 Q&Aコーナー  
事前質問受付フォームでいただいたご質問に講師がお答えします！

長寿化やライフスタイルの多様化が進む今、お金が必要なタイミングや金額は人それぞれで、ライフプランに沿った資産形成が大切です。

お金に関する正しい知識を習得し、経済的に自立することは、ウェルビーイングな人生を送るうえで非常に重要とされています。

今、話題のNISAやiDeCoについてもしっかりと学んで、資産形成やお金について、一緒に考えてみませんか。

\*本プログラムは予告なく変更となる場合がございます。

将来を見据えたおかねのキホン

### NISAとiDeCoで始める 資産形成セミナー 2025

10.22 2025 [WED] 18:30-20:00

主催： J-FLEC 金融庁 厚生労働省

最大同時視聴者数：1,894名

総視聴者数：4,488名

視聴回数：5,594回

アーカイブ動画もYouTubeに掲載されています

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/>

[sonota/202509121000/20250910.html](https://sonota/202509121000/20250910.html)



### 大学での講義の様子

主な講義内容

- ・ライフプランとマネートラブル予防
- ・資産形成と財形貯蓄



# 財形貯蓄の最近の動向等



## 5 - 1. 財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて

### 1. 経緯

- 勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う制度。  
(令和6年度の財形貯蓄の契約件数は約563万件、貯蓄残高は約14兆円)
- 財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、昭和57年・昭和63年に利子非課税として制度が創設された。
- 人生100年時代においてライフコースが多様化していることや、就労機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に財産形成を行うことができるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討が必要になっている。  
(近年の分科会においても、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度に、関連するご発言あり。)

#### 〈参考〉

「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和6年3月15日閣議決定）において、財形制度について「政府としても後押し、**資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要**」とされるとともに、財形制度も含む資産形成に資する制度について「**高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要**」とされている。

### 2. これまでの対応について

- 上記を踏まえ、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直し（55歳未満→65歳未満）について必要な事務手続きのあり方について検討を行うとともに、主な金融機関等にヒアリングを実施。
- ヒアリングの結果等を踏まえ、課題を精査し、引き続き検討。

## 5 - 2. 財形制度に関する主な金融機関等へのヒアリングの結果について

### 1. 経緯

- 厚生労働省勤労者生活課では、勤労者生活分科会においてもかねて検討課題とされていた非課税財形貯蓄の加入年齢の引上げに係る御意見を含め、財形制度について広くご意見を伺うことを目的に、主な金融機関等に対してヒアリングを昨年夏から冬にかけて実施。

### 2. 主な意見

#### 【全般的事項】

- 財形制度は金融機関への事務負担が重い中で、事務の簡素化の検討をしてほしい。また、金融機関にとってシステム改修を伴う制度の見直しについては極力避けてほしい。

#### 【非課税財形貯蓄の加入開始可能年齢の引上げについて】

- 金融機関にとって事務負担の増加やシステム改修の必要性に関する懸念があり、仮に実施するのであれば金融機関の状況に十分配慮してほしい。
- 加入開始可能年齢の引上げについてのニーズがどの程度あるのか確認してほしい。

#### 【預替えについて】

- 金融機関の業務廃止等で、（勤労者の意思とは関係なく）非課税財形貯蓄を解約せざるを得ない事態が発生しており、対応を検討すべきではないか。

#### 【非課税財形貯蓄の非課税限度額の引上げについて】

- iDeCoやNISA等の他制度が創設された中で、財形制度の魅力を高めるためには、非課税限度額の引上げといった抜本的な対応を図るべきではないか。

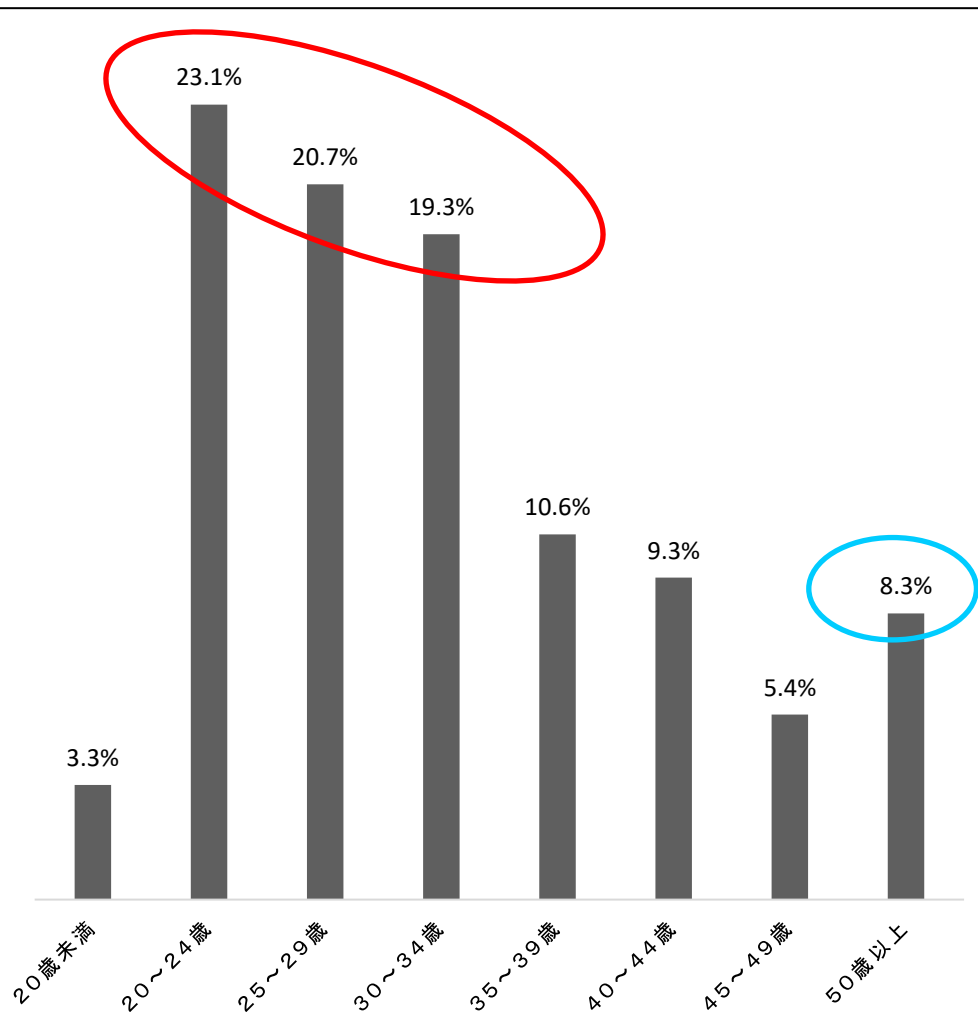
#### 【事務の簡素化について】

- 提出様式の見直しを含め、事務の簡素化に取り組んでもらいたい。

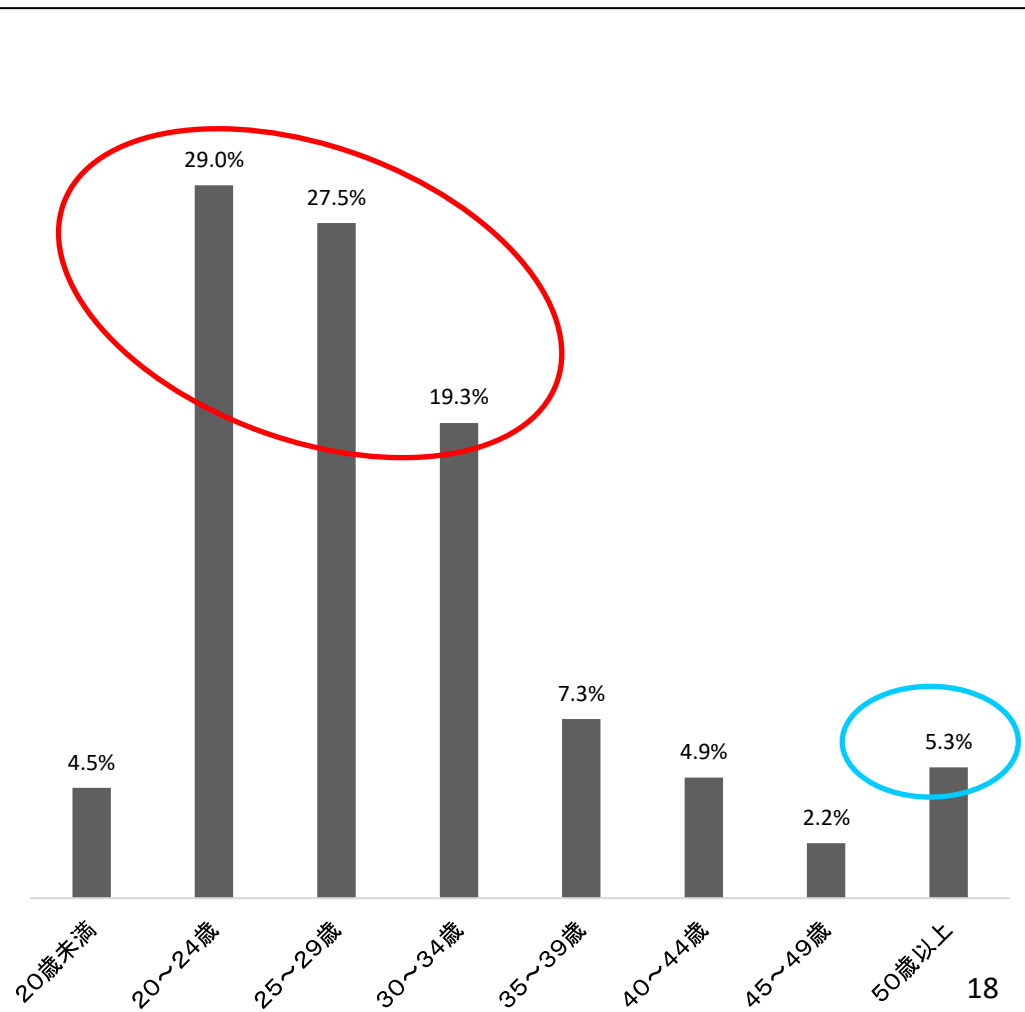
## 6-1. 財形（年金、住宅）を開始する年齢について

○ 財形貯蓄は、30歳代までに加入する者が多くを占めるが、50歳代にも一定の新規加入者が認められる。

### ○ 財形年金の開始年齢



### ○ 財形住宅の開始年齢



## 6-2. 財形貯蓄制度を利用する動機や目的について










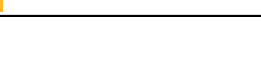
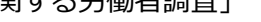
- 給与天引きであることのほか、税制上の優遇措置や勤め先独自の支援制度があったことが、財形貯蓄制度を利用した主な理由であった。

### 財形貯蓄制度を利用している（利用していた）理由

(複数回答)	回答数	割合	
給与天引きにより簡単に貯蓄できるから	2,864	73.3%	73.3%
税制上の優遇措置に魅力があるから（年金財形・住宅財形）	1,526	39.1%	39.1%
勤め先が財形貯蓄に対する支援制度を採用しているから	1,427	36.5%	36.5%
他の貯蓄商品に比べて運用利回りが良いから	906	23.2%	23.2%
勤め先に勧められたから	712	18.2%	18.2%
払い出しに制限があるので、貯蓄しやすいから	430	11.0%	11.0%
金融機関の担当者に勧められたから	413	10.6%	10.6%
財形融資制度を利用したかったから	332	8.5%	8.5%
その他	14	0.4%	0.4%
<b>全回答人数</b>	<b>3,907</b>		

## 6-3. 財形貯蓄制度への今後の期待について

- 主な要望として、転職したときに転職先に財形制度がない場合や退職した場合でも財形を続けたい、金融機関を自由に変更したい、非課税限度額の拡大、加入開始可能年齢の引上げなどが寄せられた。

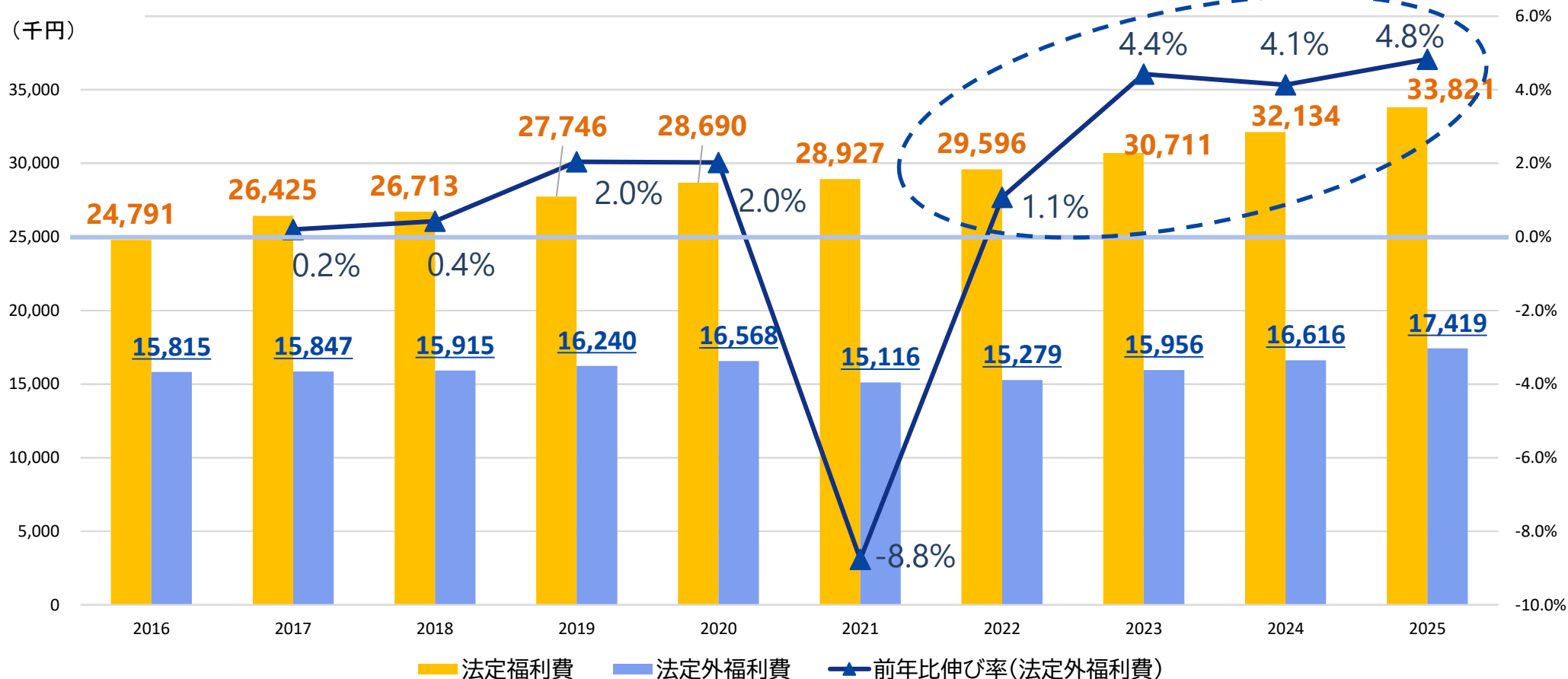
(複数回答)	回答数	割合		
会社に制度がない/退職した場合も財形を続けたい	1,261	39.9%		39.9%
金融機関を自由に変更したい	1,115	35.3%		35.3%
利子非課税枠（550万円）を拡大してほしい	1,025	32.4%		32.4%
55歳以上でも加入できるようにしてほしい	908	28.7%		28.7%
積立要件を緩和してほしい (一般財形は3年以上、年金財形・住宅財形は5年以上の積立が必要)	738	23.3%		23.3%
退職金を積み立てたい	655	20.7%		20.7%
年金財形の受給期間の上限を延長してほしい (現行、預貯金では5～20年の間で設定)	592	18.7%		18.7%
払出要件を緩和してほしい	553	17.5%		17.5%
臨時に給与口座等から積み立てたい	520	16.4%		16.4%
様式や手続きを簡素化してほしい	466	14.7%		14.7%
その他	16	0.5%		0.5%
<b>全回答人数</b>	<b>3,163</b>			

出典：(独)労働政策研究・研修機構 「財形貯蓄制度に関する労働者調査」(2026年3月)より厚生労働省作成

## 7. 福利厚生費への支出に関する調査について

- 法定福利費は、近年、増加傾向にある。
- 財形貯蓄への奨励金等を含む法定外福利費は、2022年以降は増加に転じている。

1社あたりの法定福利費と法定外福利費の額及び法定外福利費の伸び率(対前年比)



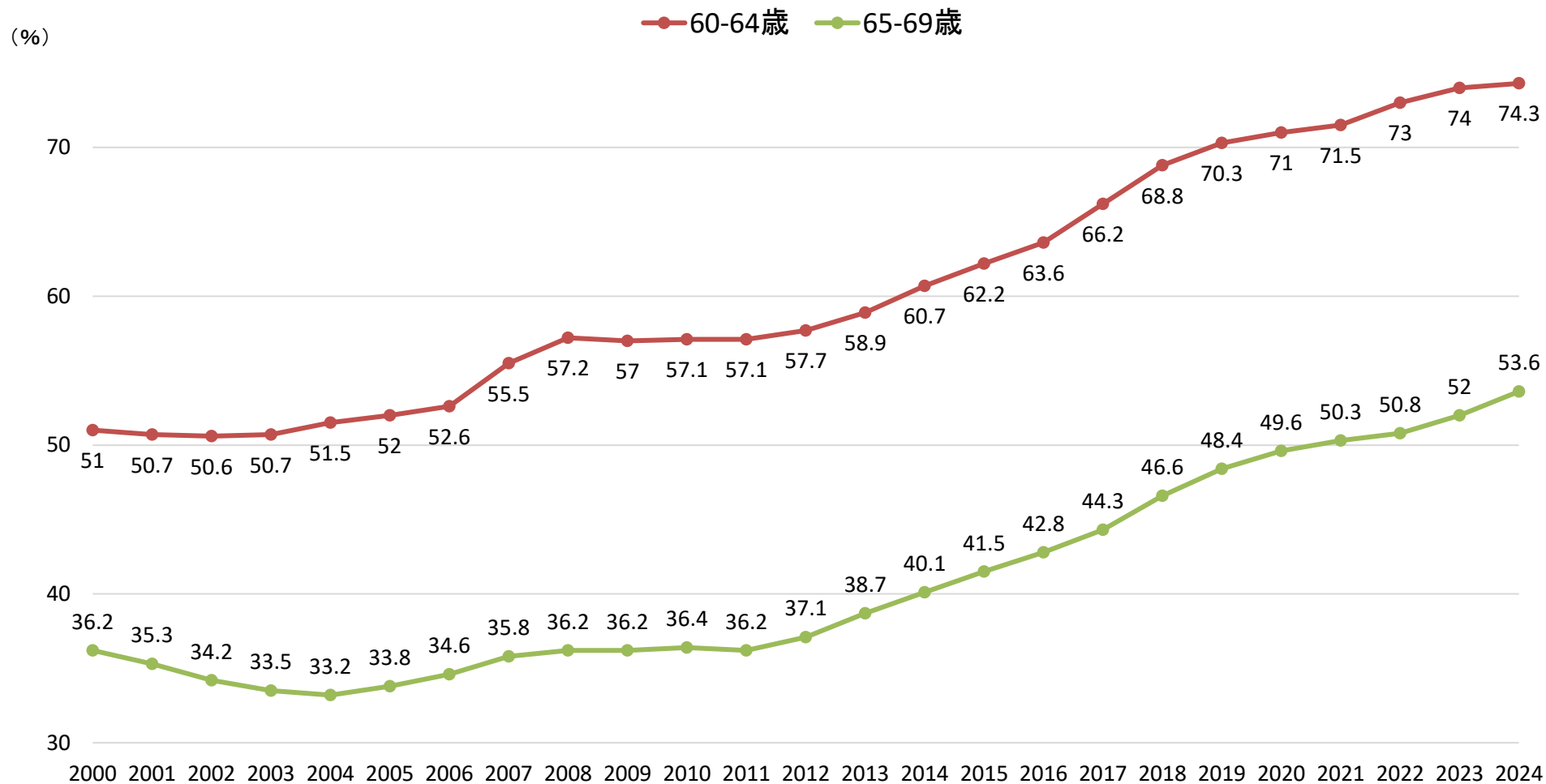
※ 厚生労働省が民間機関に委託して調査を実施。  
委託先: (株)帝国データバンク

## 勤労者の財産形成を取り巻く状況等

- 8-1 年齢階級別の就業率の推移
- 8-2 国民の金融資産の割合
- 8-3 勤労者世帯の貯蓄現在高
- 8-4 勤労者世帯の純貯蓄現在高 等
- 8-5 勤労者の持家をめぐる状況
- 8-6 住宅ローンの状況
- 8-7 住宅価格の状況
- 9-1 財形貯蓄の利用状況
- 9-2 財形持家融資の利用状況
- 9-3 財形貯蓄制度の事業所導入状況
- 9-4 財形持家転貸融資を利用した際の住宅価格の状況
- 参 考 財形制度が関係する閣議決定等

## 8-1. 年齢階級別の就業率の推移

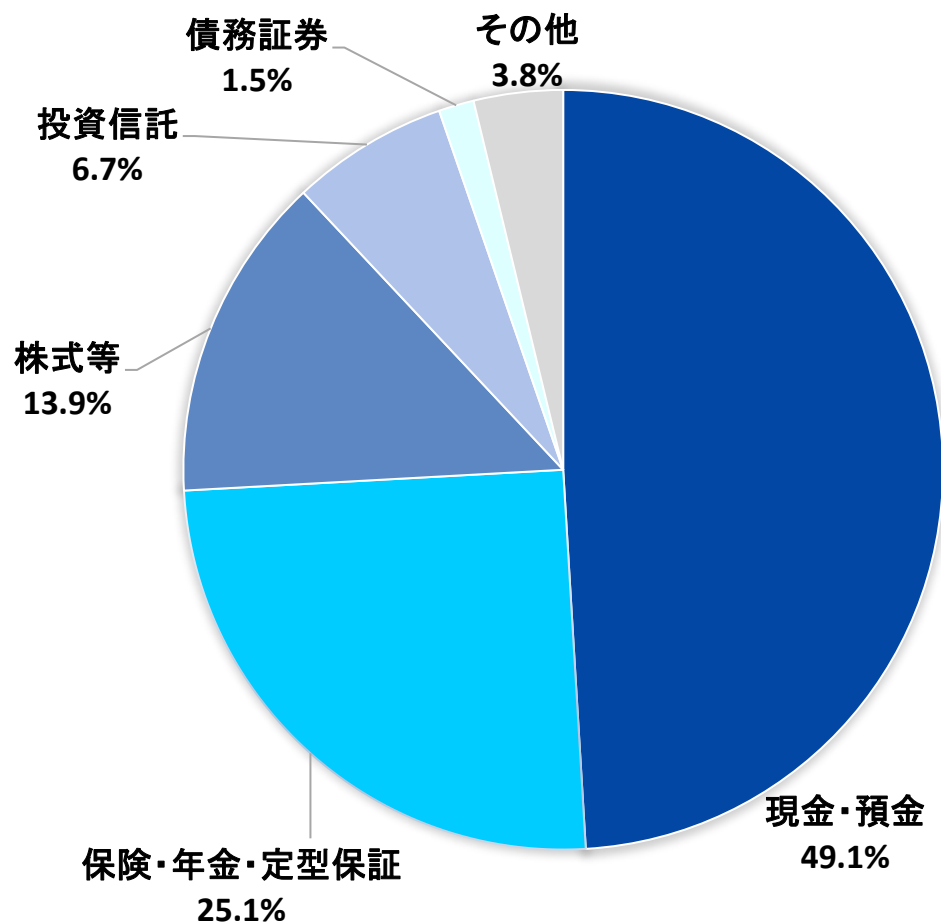
- 60歳代以降の就業率は、2000年から各世代で約1.5倍に上昇。
- 70歳未満の就業率は、全ての世代で5割を超えている。



## 8-2. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

- 近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割を現金・預金が占めている。

### ○我が国の家計が保有する金融資産



家計が保有する金融資産の構成

令和7年9月末	残高 (兆円)	構成比 (%)
金融資産計	2,286	100.0%
現金・預金	1,122	49.1%
保険・年金・定型保証	575	25.1%
株式等	317	13.9%
投資信託	153	6.7%
債務証券	33	1.5%
その他	86	3.8%

資料：日本銀行「資金循環統計」

## 8-3. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

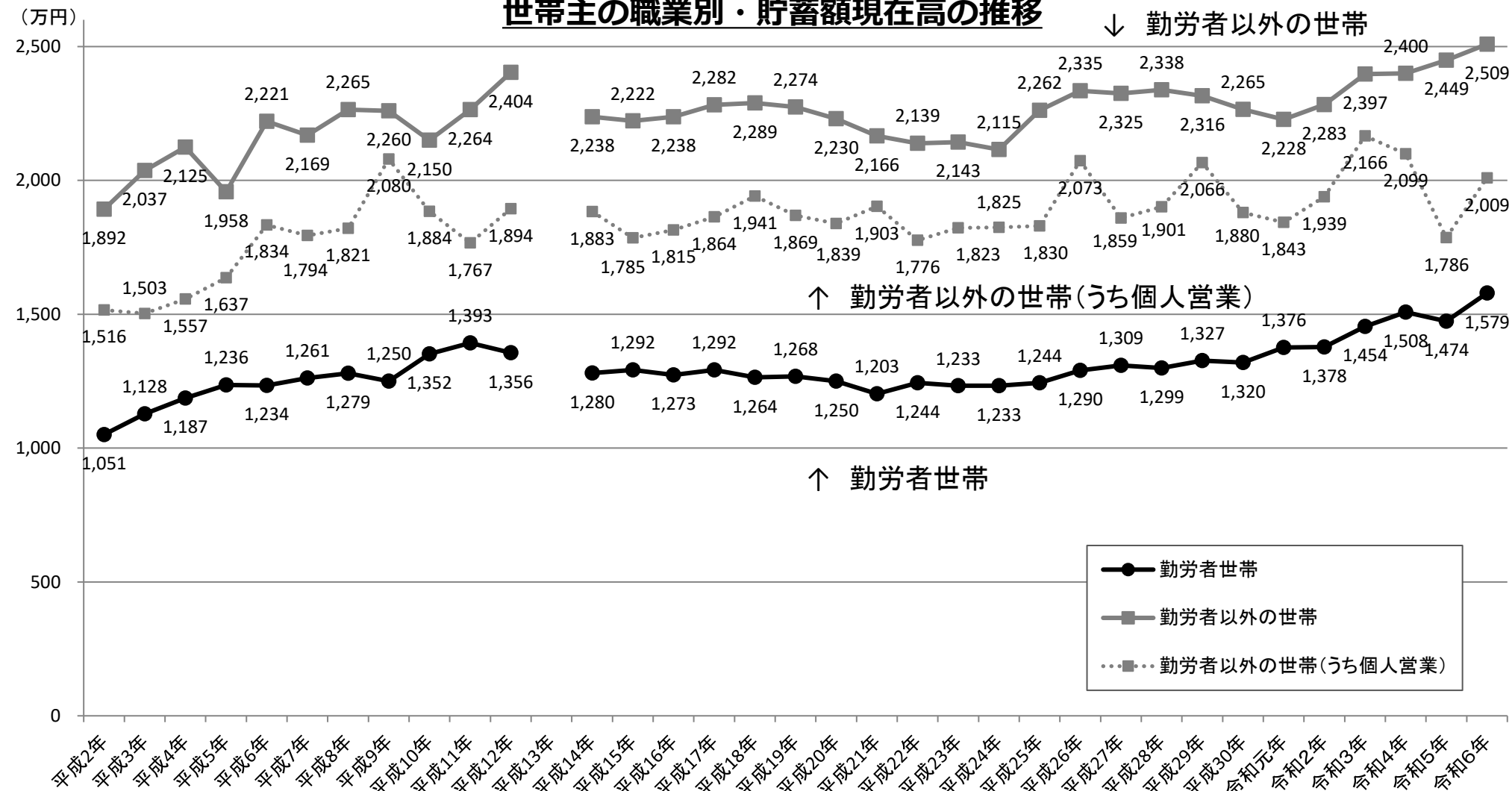
○ 勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との差が存在している。

### 世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移

↓ 勤労者以外の世帯

↑ 勤労者以外の世帯(うち個人営業)

↑ 勤労者世帯



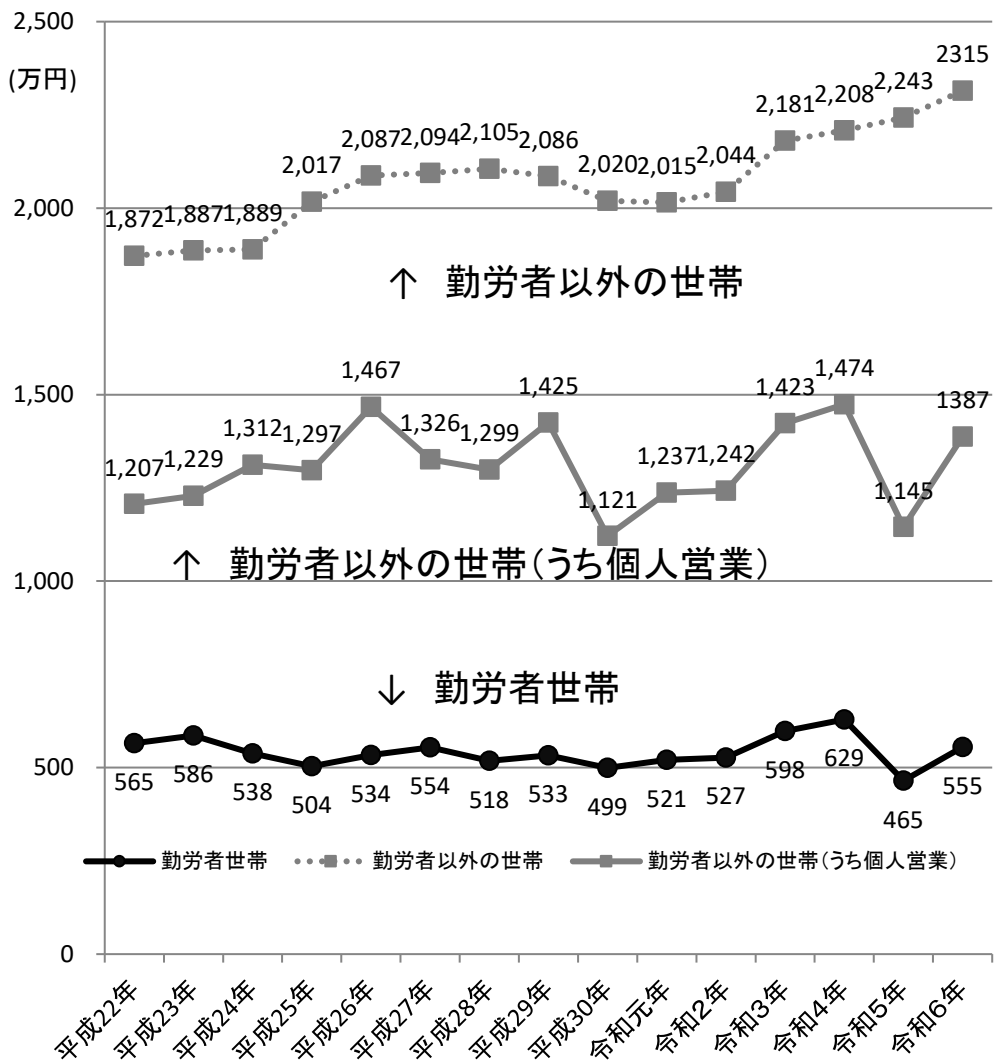
資料：総務省統計局「家計調査」（平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」）

※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

# 8-4. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○ 勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

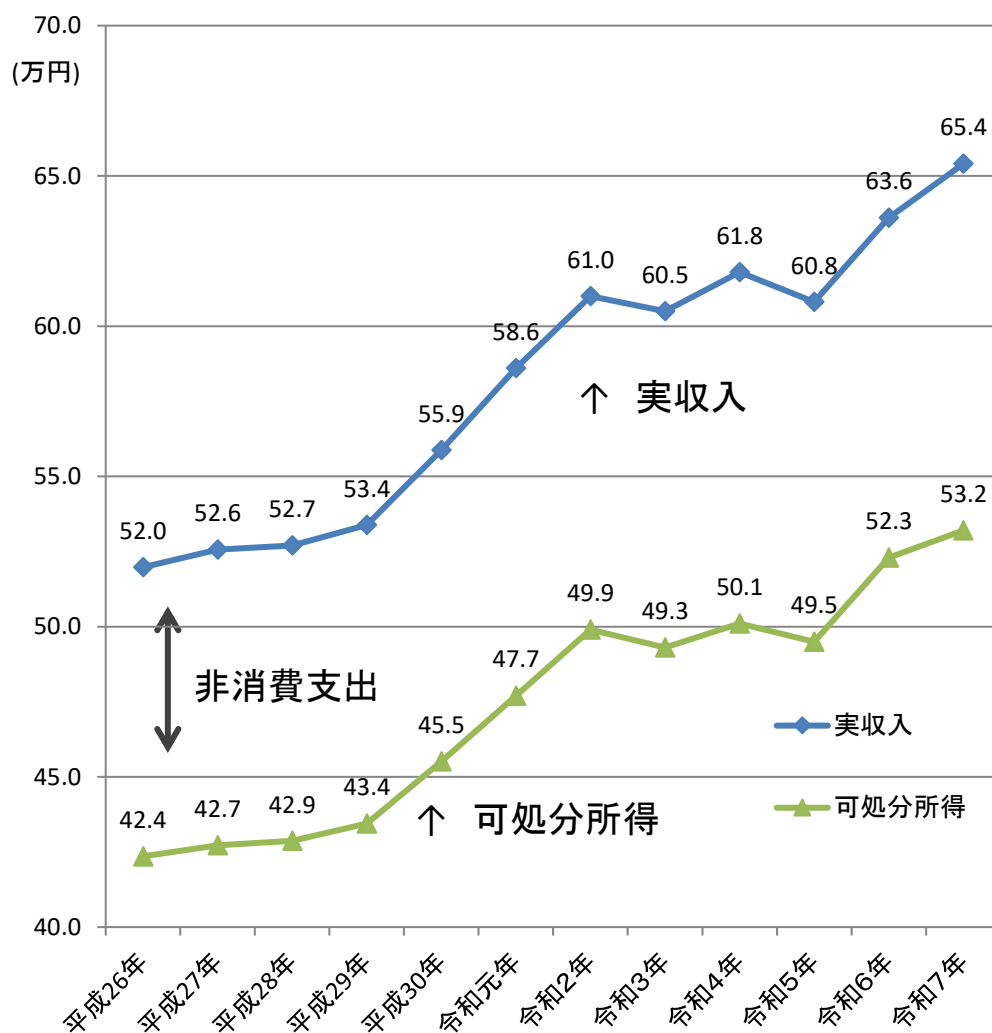
○ 世帯主の職業別・純貯蓄額（負債を除く）現在高の推移



資料：総務省統計局「家計調査」

○ 勤労者世帯の家計において、可処分所得は概ね増加している。

○ 勤労者世帯の1ヶ月の実収入及び可処分所得額の推移



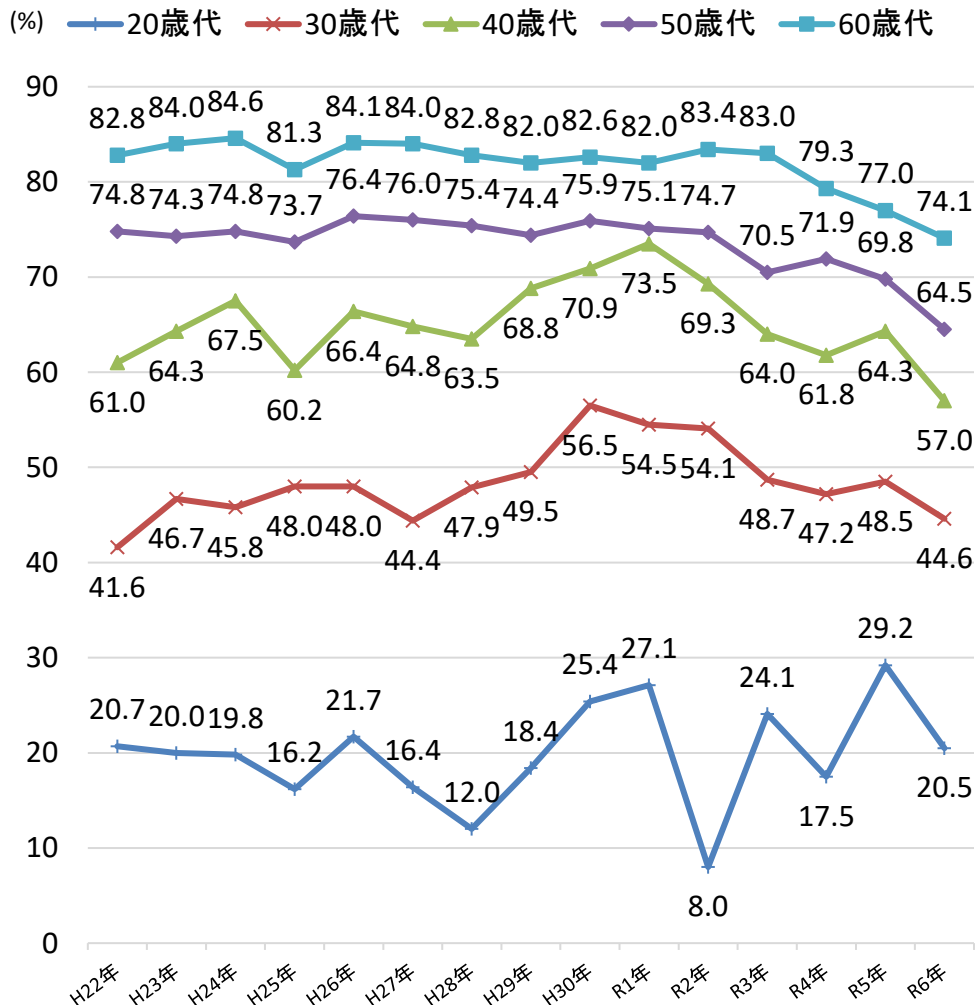
資料：総務省統計局「家計調査」 26

# 8-5. 勤労者の持家をめぐる状況について

○ 20代世帯の約2割、30代世帯の約4割が持家である。

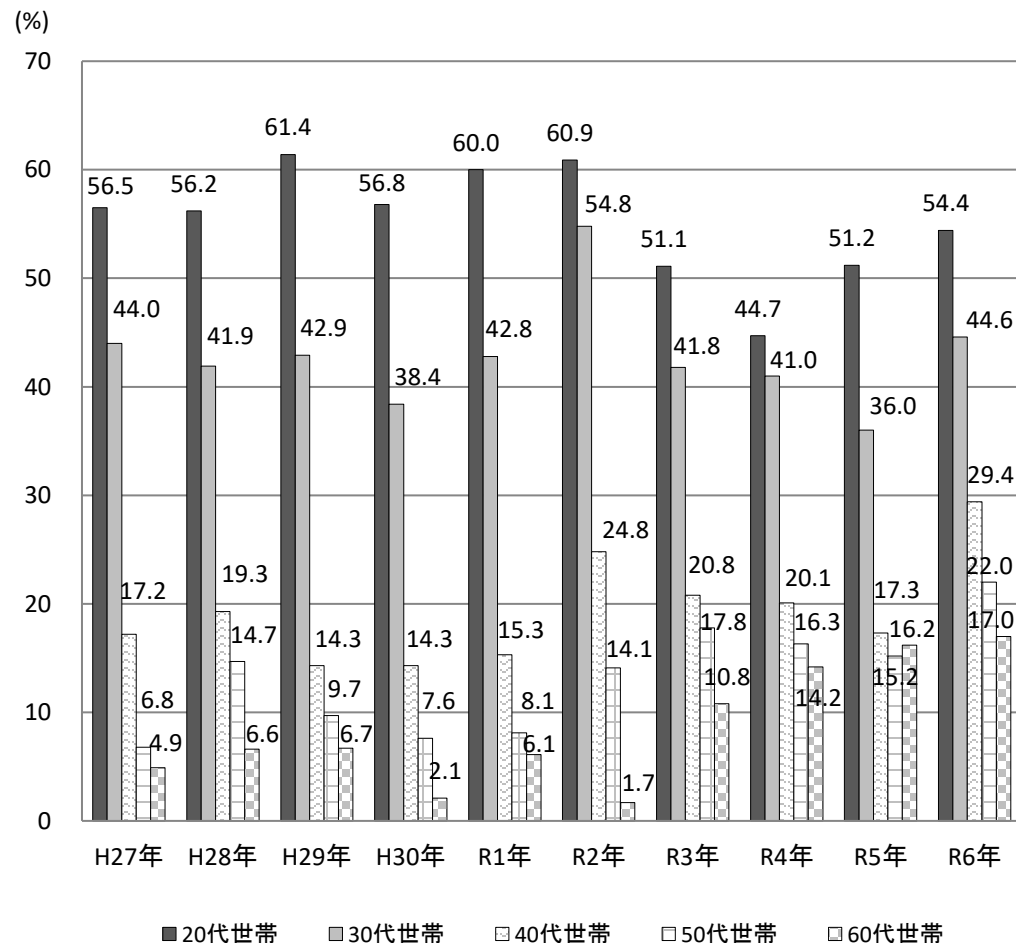
○ 持家でない世帯のうち20歳代の約5割、30歳代の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○ 持家世帯が占める割合



資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」

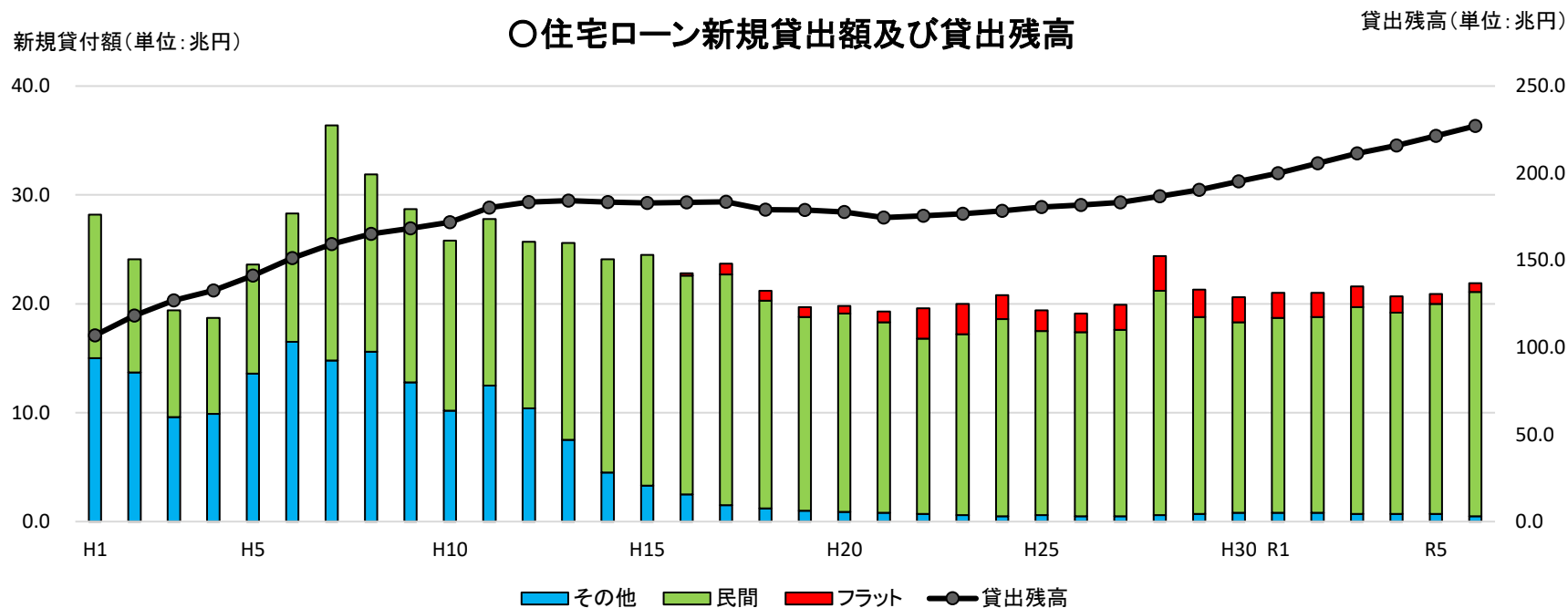
○ 持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合



資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」

## 8-6. 住宅ローンの状況について

- 住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向になっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。



【過去5年度分の推移】

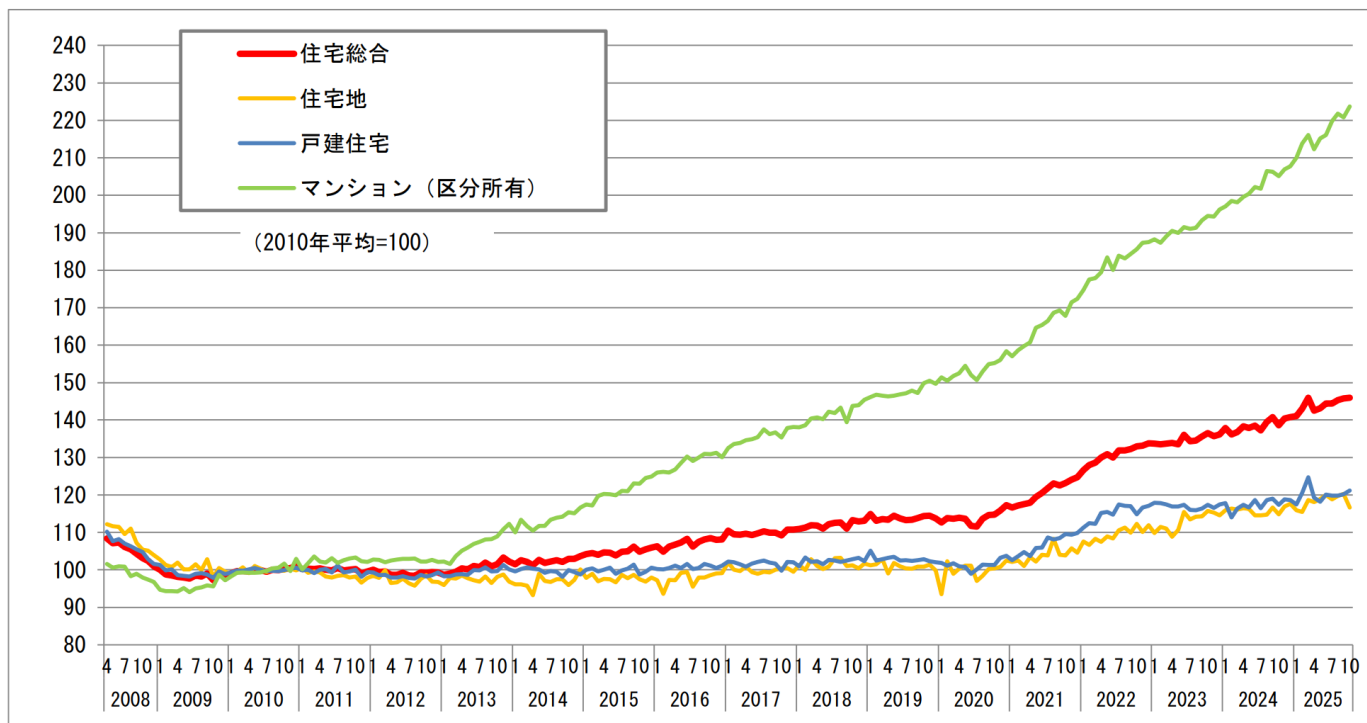
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規貸付額(兆円)	21.0	21.7	20.7	20.9	21.9
民間	18.0	19.0	18.5	19.3	20.6
フラット	2.2	1.9	1.5	0.9	0.8
その他	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5
貸付残高(兆円)	205.7	211.4	215.9	221.4	227.1

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

## 8-7. 住宅価格の状況について

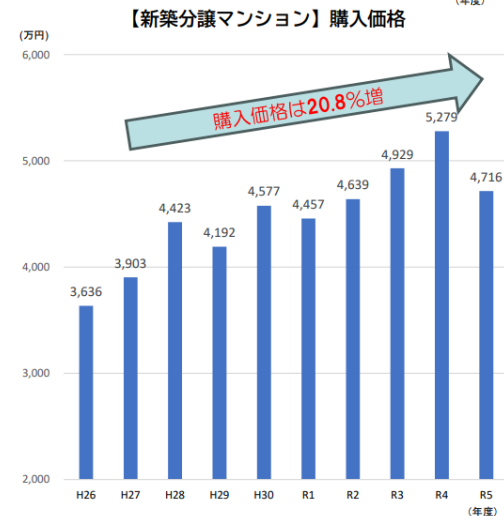
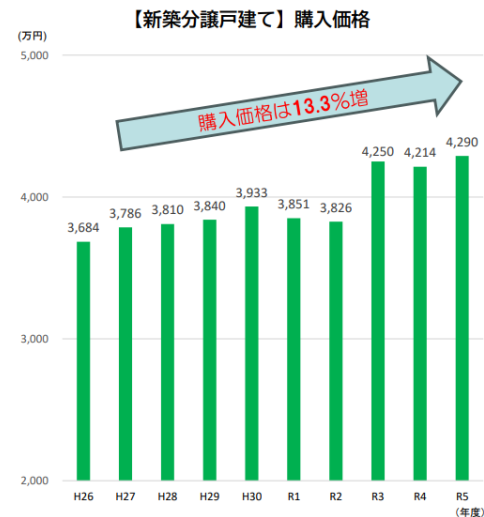
- 住宅の価格は、15年（2010年～2025年）で、住宅総合で1.4倍に上昇（戸建住宅は1.2倍、マンションは2.2倍に上昇）している。

<不動産価格指数（住宅）（令和7年10月分・季節調整値）> ※2010年平均=100



出所：国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課 「不動産価格指数」（令和7年10月・第3四半期分）

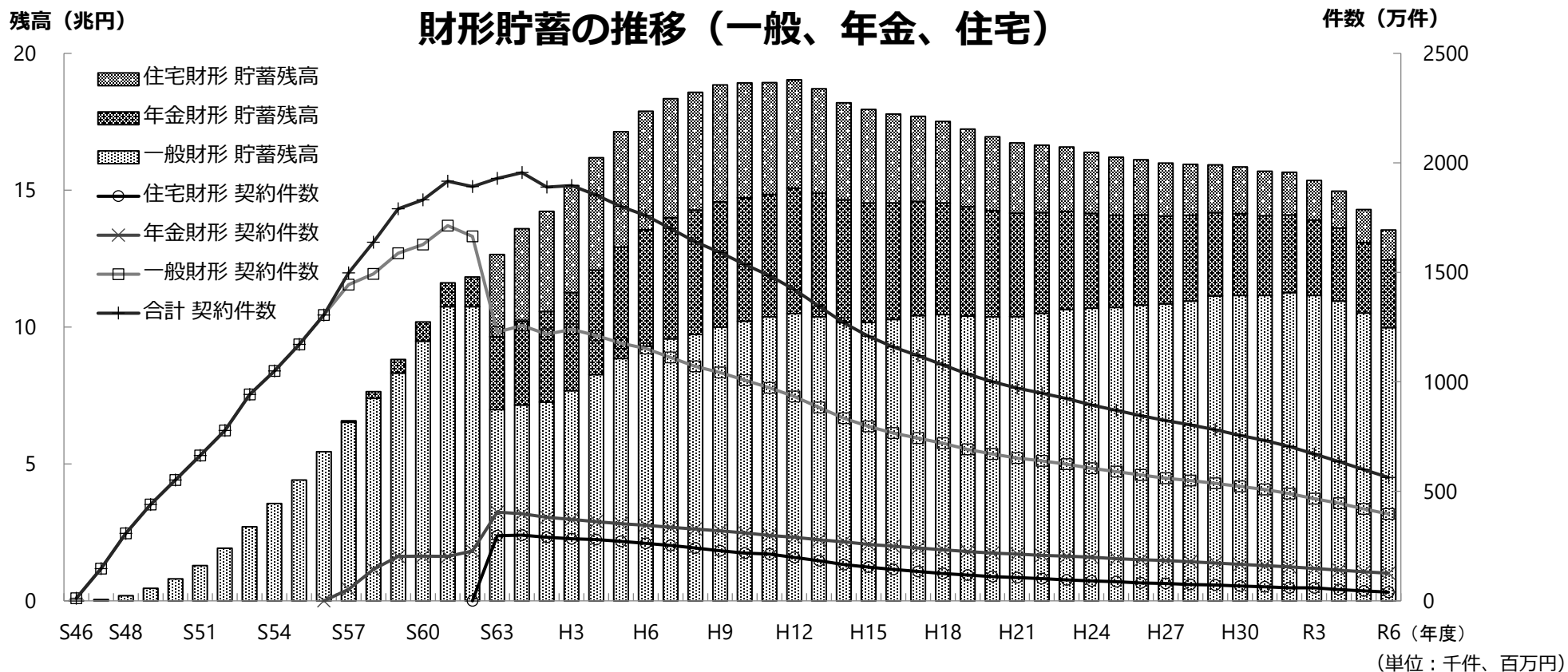
## ○ 新築住宅購入価格の推移



出所：第58回社会資本整備審議会住宅地分科会  
（令和6年10月31日） 資料4 より抜粋

# 9-1. 財形貯蓄制度の実施状況について

○ 令和6年度の財形貯蓄の契約件数は563万件、貯蓄残高は約13兆5千億円となった。



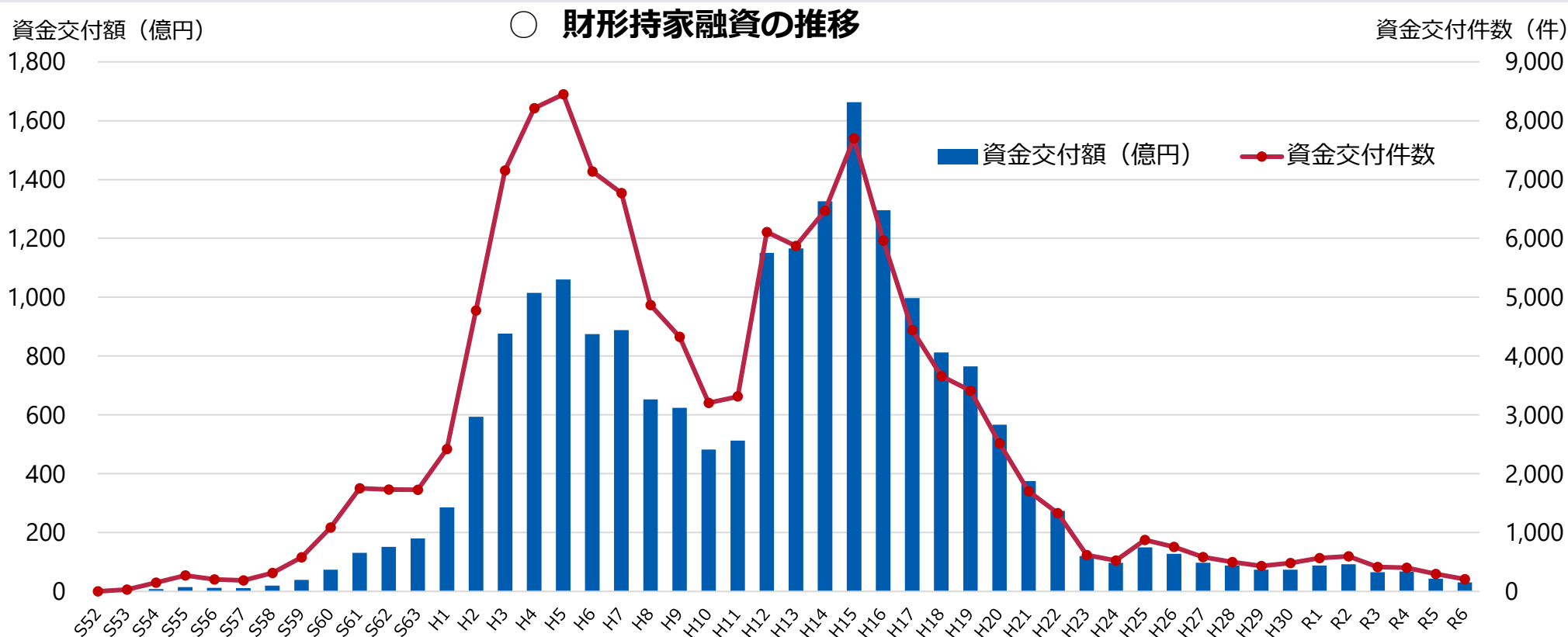
年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
令和 2 年度	4,897	11,262,949	1,546	2,836,386	600	1,550,509	7,043	15,649,845
令和 3 年度	4,669	11,157,940	1,475	2,753,595	554	1,442,332	6,698	15,353,867
令和 4 年度	4,447	10,951,501	1,404	2,669,717	511	1,343,307	6,363	14,964,524
令和 5 年度	4,203	10,517,367	1,330	2,572,426	461	1,197,480	5,994	14,287,273
令和 6 年度	3,966	9,978,122	1,257	2,476,092	404	1,089,637	5,627	13,543,852

資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注：件数及び残高は各年度末の数値である。

## 9-2. 財形持家転貸融資制度の実施状況について

- 令和6年度の財形持家転貸融資は、資金交付件数が208件（前年度比71%）、資金交付額は31億円（前年度比72%）。

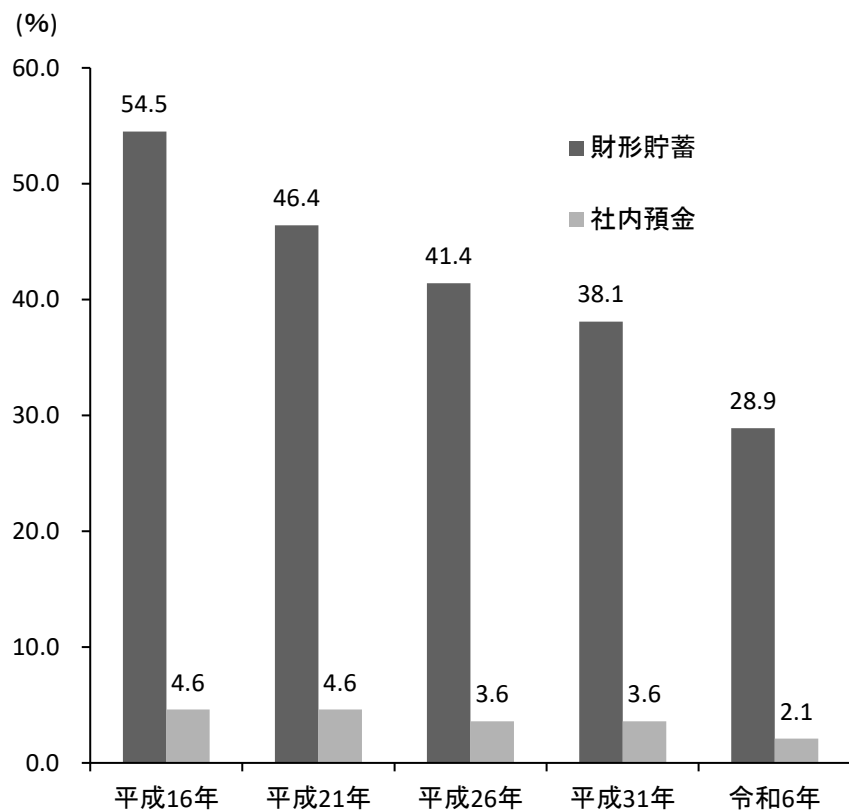


年度	資金交付額 (億円)	資金交付件数 (件)
令和 2 年度	92	595
令和 3 年度	65	414
令和 4 年度	68	404
令和 5 年度	43	295
令和 6 年度	31	208

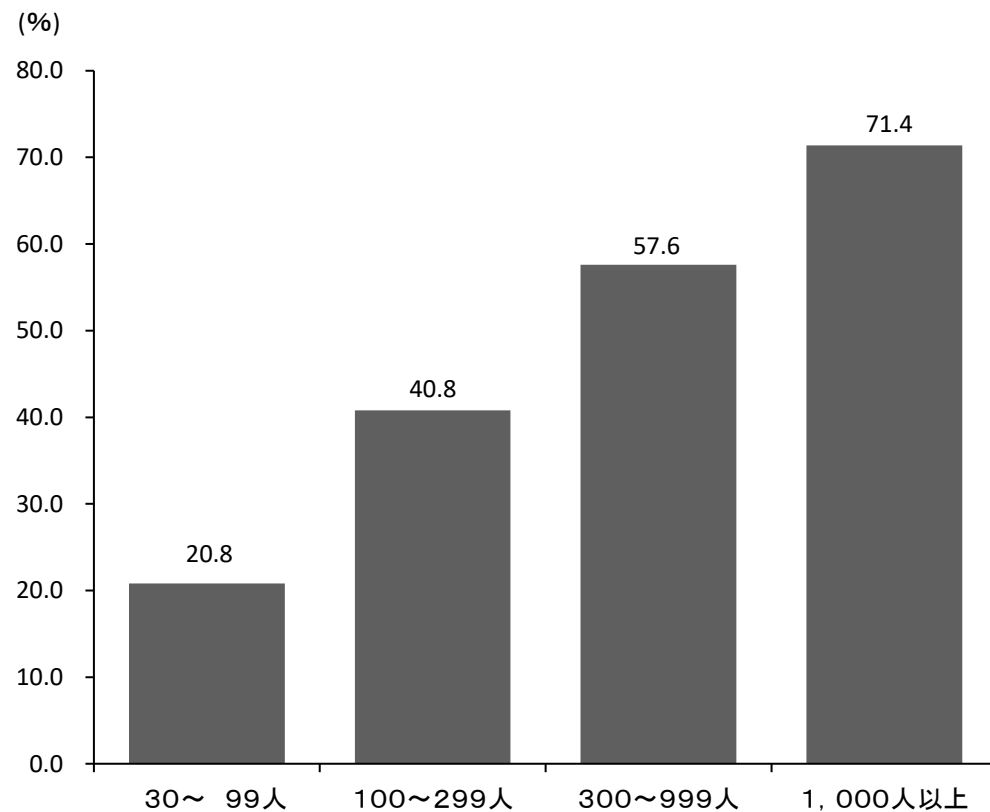
## 9-3. 財形貯蓄制度の事業所導入状況について

- 財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
- 財形貯蓄制度の導入割合は企業規模が小さいほど低い。

○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



○企業規模別・財形制度の導入率（令和6年）



資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」  
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。

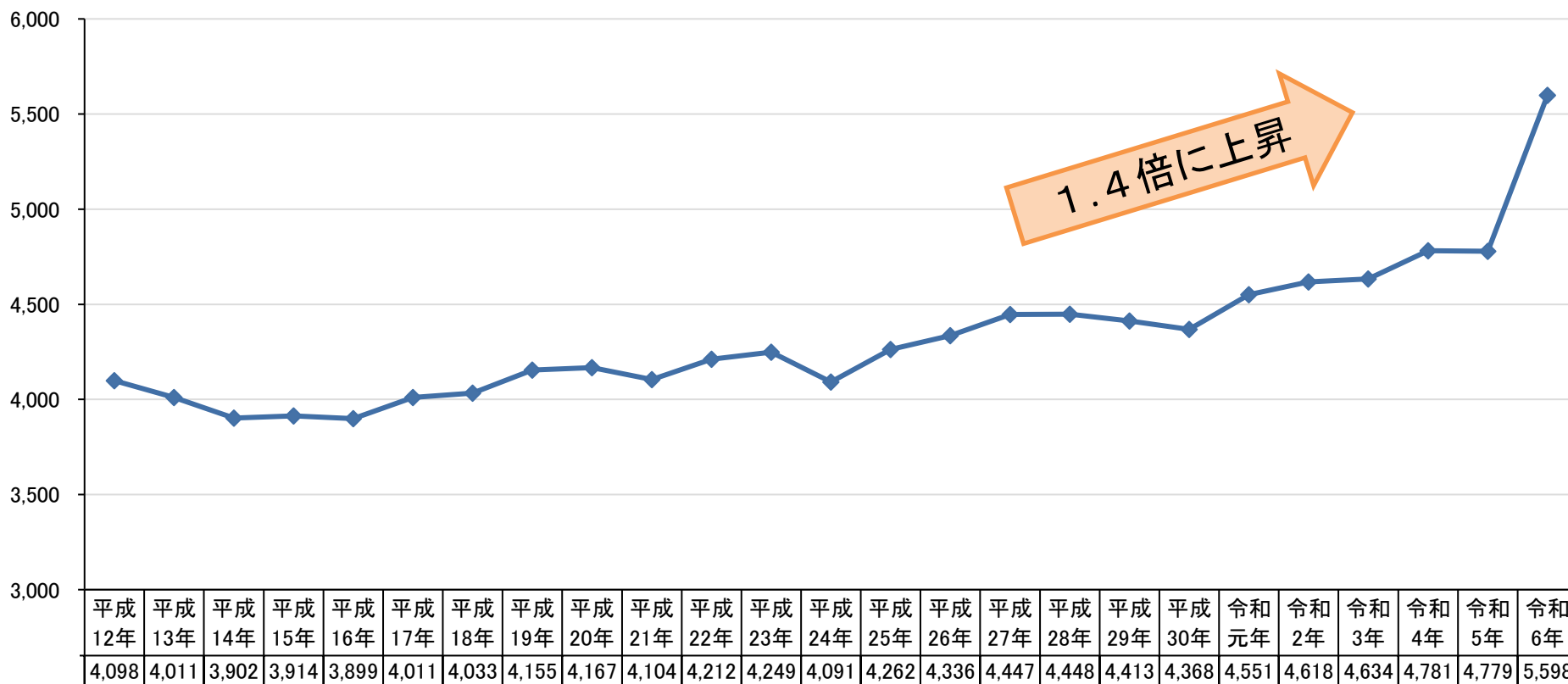
資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

## 9-4. 財形持家転貸融資を利用した際の住宅価格の状況

- 財形持家転貸融資を利用した際の住宅価格は、平成12年から約1.4倍に上昇している。

### 財形持家転貸融資の住宅価格

所要額(万円)



# 「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」 (令和6年3月15日閣議決定) (抄)

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

#### (1) 総論

昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づく財形貯蓄は、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用されている。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利子について税制上の優遇措置が講じられるなど、政府としても後押しし、資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要である。

(略)

政府としては、こうした税制優遇を伴う資産形成支援制度の利用状況、高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要である。

### 3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

#### (2) 資産形成の考え方

資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、それぞれの金融商品の特性に留意しつつ、これらの組み合わせを検討していくことが重要である。金融商品の有するリスクやリターンは商品ごとに様々であるが、流動性・収益性・安全性の観点から、それぞれの特徴を理解する必要がある。例えば、一般的には、預貯金は、流動性や一定の元本保証があることに伴う安全性が高い一方、収益性は株式や投資信託等に劣る場合が多い。株式や投資信託等は、一定の収益性が期待できる一方、元本割れのおそれも存在する。貯蓄が生活資金の基盤であることを踏まえれば、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意して資産形成に取り組むことが重要である。

### 住生活基本計画(案)「2050年の姿」と「当面10年間の方向性」

視点	目標	2050年に目指す住生活の姿	当面10年間で取り組む施策の方向性
住みこころ	①人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢期に適した円滑な住替え・リフォームの促進</li> <li>▶ 高齢期に孤立せず安心できる住環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢期の返済負担軽減が可能なローンの整備</li> <li>▶ 居住サポート住宅・セーフティ住宅等の普及拡大</li> </ul>
	②若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 若年・子育て世帯向けの選択肢の充実</li> <li>▶ 子育てしやすい居住環境・サービスの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ こどもつながるURの実践と他団地等への展開</li> <li>▶ 既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通</li> </ul>
	③住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「気付き」と「つなぎ」の居住支援の定着</li> <li>▶ 公的・民間賃貸住宅双方によるセーフティ機能充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総合的・包括的な居住支援体制の整備</li> <li>▶ 居住サポート住宅・セーフティ住宅等の普及拡大<sup>(再掲)</sup></li> </ul>
	④過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安心して住宅を取得できる環境の整備</li> <li>▶ 質の高い住宅の多世代間での継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通<sup>(再掲)</sup></li> <li>▶ 頭金積立支援、住宅ローンの充実</li> </ul>
住みこころ	⑤多世代にわたり活用される住宅ストックの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 更新・改修による住宅ストックの質的向上</li> <li>▶ 世帯人員減少に対応した住宅ストックの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 質向上加速化の支援(耐震、省エネ、バリアフリー)</li> <li>▶ 将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の推進</li> </ul>
	⑥住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所有者による維持管理と次世代継承の定着</li> <li>▶ 維持管理・利用価値を評価する市場へ転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 維持管理・流通の促進のための市場環境整備</li> <li>▶ 性能・利用価値の査定評価法の普及</li> </ul>
	⑦住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 放置空き家等にしない適正管理の定着</li> <li>▶ マンションの適正管理、再生円滑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 空き家化する前の対策・活用・除却等の支援の充実</li> <li>▶ マンションの計画的な維持管理の推進</li> </ul>
	⑧持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市場機能を活用した持続可能な住宅地の形成</li> <li>▶ 多様なライフスタイル・交流を支える住環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住宅・住宅地の継承に向けた規律と誘導の確立</li> <li>▶ 移住・二地域居住等に資する環境整備の推進</li> </ul>
	⑨頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安全な住宅への改修・住替えの推進</li> <li>▶ 災害時の住まい確保・生活再建の迅速化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 耐震化・密集市街地の整備改善の促進</li> <li>▶ 災害時に備えた関係機関の体制整備の推進</li> </ul>
住みこころを支えるプレイヤ	⑩担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安定供給の確保、所有者支援体制の充実</li> <li>▶ 2050カーボンニュートラルに向けたライフサイクルカーボン削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ビジョンの策定、所有者支援・DX・和の住まいの推進</li> <li>▶ ライフサイクルカーボンを意識した住生活産業の推進</li> </ul>
	⑪国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国による市場の環境整備・誘導・補完の継続</li> <li>▶ 地方の分野横断的な住宅行政の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住生活基本計画を通じた政策の推進・検証</li> <li>▶ 地方住宅行政の役割や連携・協働のあり方の検討</li> </ul>

## 第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

### (1) 「住まうヒト」の視点

#### 目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備

基本的な施策 ※当面 10 年で取り組む施策の方向性(○)、施策例(・)

#### (住宅取得支援策の充実)

- 現下の住宅取得環境を踏まえた住宅取得負担軽減策の充実や、住宅取得に向けた頭金等の積立への支援等の住宅取得を支援する新たな手法の検討
- ・ JHFによる全期間固定金利型や、高齢期に備えた住替えや返済負担の軽減が可能な住宅ローンの提供、安定した厚みのある住宅金融証券化市場の形成、金融機関の円滑な住宅ローン供給を支援する取組等を通じた住宅取得負担軽減策の充実
- ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄制度の活用など、関連制度も踏まえた住宅取得資金の頭金等の積立支援策の検討